



令和5年度

自治会長・関係者 各位

社会福祉法人神奈川県共同募金会相模原市支会
支会長 笹野章央
(公印省略)

令和5年度共同募金運動への協力について（ご依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、共同募金運動の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も10月1日から翌年3月末日まで民間の社会福祉事業の推進を目的に、共同募金運動が全国一斉に展開されます。

つきましては、本運動の一環として、例年同様戸別募金を実施いたしたく、皆様には何かと御多忙のこととは存じますが、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

共同募金の募集資材は、9月上旬から中旬頃に各地区指定の配送日にお届けをいたしますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、戸別募金実施に際しまして、次のとおり御対応いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

《戸別募金実施上のお願い》

1 呼びかけの方法

◎寄付金額の目安として、一世帯当たりのおおよその目安額を示す事は差し支えありませんが、「最低〇〇円」「〇〇円以上」と相手に強制的と受け取られるような行為は、避けてください。

2 領収書（寄付済証）の発行

◎所定の領収書（寄付済証）を必ず発行し、寄付について疑念が生じないよう十分御配慮ください。

◎金額は、事前に領収書に書き込まず、大変お手数ですがその場で随時御記入ください。

3 個人情報の取扱い

◎寄付者から協力していただいた募金の内容（氏名・金額等）は、個人情報となります。個人情報保護のため、取扱いには十分御注意ください。

4 共同募金ボランティアの委嘱状

◎自治会長（班長）さんなど、募金を募っていただく方に神奈川県共同募金会会長から委嘱いたします。募金活動の際に身分証明書として御使用ください。

5 共同募金広報紙（全戸配布）

◎戸別募金を開始する前に、共同募金広報紙の各戸配布が終わるようお願いいたします。

御協力よろしくお願いいたします。

(事務担当) 相模原市社会福祉協議会 総務課内
神奈川県共同募金会 相模原市支会
電話 042-730-3888

令和5年度 赤い羽根・年末たすけあい募金実施要項

1 運動の目的

民間の社会福祉事業の発展に寄与すべき共同募金の使命を達成するため、この運動を実施いたします。

2 募金の種類及び進め方

「赤い羽根募金」は市社協が取り組む事業や県内の施設整備等に活用されます。

「年末たすけあい募金」は地区社協事業の支援等に活用されます。

いずれも募集活動期間は、令和5年10月1日～令和6年3月31日となりますが、できるだけ令和5年12月末日までをお願いいたします。

(1) 赤い羽根募金

①戸別募金 自治連(自治会長・福祉部長)から各世帯に働きかける。

◎一世帯あたりの目安額 一口250円

②街頭募金 相模大野駅周辺において

自治会連合会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、老人クラブ連合会、保護司、地区社会福祉協議会から呼び掛ける。

●実施期間：10月1日(日) 10時00分から13時00分

：10月2日(月) 10時00分から13時00分

③法人募金 法人を対象に市支会事務局からダイレクトメールを送付し、ご寄付の依頼をします。

④学校募金 福祉教育の一環として、児童・生徒等を対象に共同募金運動を周知し支会事務局より、学校、幼稚園、保育園等での募金活動を依頼します。

(2) 年末たすけあい募金

①戸別募金 自治連(自治会長・福祉部長)から各世帯に働きかける。

◎一世帯あたりの目安額 一口90円

3 広報活動

相模原市支会担当により「広報さがみはら」への掲載、全世帯へのチラシの配布または回覧及びポスターの掲示等により、本運動の徹底を図ります。

4 募金の取りまとめ・ご送金

各運動期間の最終日までに、指定の払込取扱票による送金をお願いいたします。

※詳細については2ページをご参照ください。

5 募金のご送金方法について

募金は、自治会ごとに取りまとめて頂き、指定の「払込取扱票(料金払込人負担 青色用紙)」に必要事項(金額・募金内訳・自治会名・住所・電話・ご担当者名)をご記入の上、

12月末日迄にお近くのゆうちょ銀行にてご送金ください。ご納金確認次第、領収書を発行いたします。

※この「払込取扱票」は、赤い羽根募金と年末たすけあい募金を同時に送金して頂くことができます。

●指定の郵便局(共同募金専用口座)にお振込みいただきますと、振込手数料、硬貨手数料、現金利用時の加算料金が無料となります。

ただし、同封しております「料金払込人負担(青色の振替払い込み書)」での送金に限ります。赤色の振替払込書や、ATM、ゆうちょダイレクト等の窓口以外のお手続きによる送金は手数料がかかりますのでご注意ください。

見本

払込取扱票(送料、手数料などは無料ですので、募金総額をそのままご送金ください)

払込取扱票		振替払込請求書(表)	
00		002201	110728
(福)神奈川県共募 相模原市大野南地区分会		(福)神奈川県共募 相模原市大野南地区分会	
共同募金運動		共同募金運動	
内 { 赤い羽根募金(1日目安250円) :	円(口)	貴自治会名:	
訳 { 年末助け合い募金(1日目安90円) :	円(口)	ご担当者様	
相模原市南区:			
貴自治会名:			
ご担当者様:			

※10万円を超える送金時のお願い

送金額が10万円を超える場合は、払込者様のご住所、お名前、生年月日等が分かる本人確認書類(運転免許証や健康保険証等)の提示を求められる場合がありますので、ご持参くださいますようお願いいたします。

6 資材(募金運動に使用する物)

募金運動の際には、資材をご使用くださいますようお願いいたします。

資材お届け日：令和5年9月29日(木)

資材お届け先：各自治会・自治会長または回覧掲示物等情報担当者様のご自宅

資材の内容：

下記の中から、昨年度、アンケートでお返事いただいた資材をお送りいたします。

No.	資材名	使 途	数 量	説 明
(1)	共同募金領収書 (複写綴り)	寄付者へ	事前アンケートに基づく希望数	共同募金の寄付者へ発行
(2)	年末たすけあい領収書 (複写綴り)	寄付者へ		年末たすけあい募金の 寄付者へ発行
(3)	ポスター	自治会掲示板に		募金運動啓発用
(4)	共同募金広報紙 (チラシ)	全世帯へ		募金運動啓発説明用 前年度の実績配分額を 掲載
(5)	ボランティア委嘱状 (カードサイズ)	班長等活動者へ		協力者身分証明書 (活動時に携帯するもの)
(6)	ボランティア向け (リーフレット)	班長等活動者へ		活動協力者への説明資料
(7)	共同募金募集Q&A (A4版プリント)	班長等活動者へ		よくある質問をまとめたもの

※上記各資材は、窓口に予備がございます。

7 共同募金に対する税制上の優遇措置について

個人から 2,000 円を超える寄付があった場合、所得税と住民税より一定の基準において寄付金控除を受けられることになっています。窓口にて免税領収書及び税額控除証明書(コピー)を発行いたしますので、共同募金運動期間中に、必ず寄付者の氏名・住所、寄付額、寄付年月日が分かるものを持参の上お越してください。

※日本赤十字社社資や社会福祉法人への寄付・募金などと合算して 2,000 円を超える場合も税制上の優遇が受けられます。

8 市支会長感謝状贈呈対象者の報告について

共同募金(赤い羽根募金及び年末たすけあい募金)において、10,000 円以上寄付された個人の方は、共同募金会相模原市支会長感謝状の贈呈対象者となりますので、共同募金運動期間中に窓口までご報告をお願いいたします。

※ただし、①街頭募金によるもの、②NHK・神奈川新聞歳末たすけあいによるものは対象外とします。

※ 公職選挙法に関連する留意事項について

公職選挙法により、公職の候補者等から募金等でお金(寄付)を受け取ることはできません。共同募金についても、寄付にあたりますので募金は禁止されています。

公職の候補者等とは、公職選挙法に定められた衆・参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員(県議会議員・市議会議員)および長の職(市長)の候補者、もしくは、候補者になろうとする者、または現在その職にある者をいいます。

【窓 口】

大野南地区分会(大野南地区社協事務局/南区合同庁舎4階 大野南まちづくりセンター内)

事務担当:永山・小池・加藤

電話:042-749-2056(平日 9:00~17:00 ※正午~13時を除く)